

(仮称)千葉県水道局中期経営計画 2011 素案

千葉県水道局では、現行中期経営計画（平成18年度～22年度）の期間満了に伴い、平成23年度から5か年を期間とする（仮称）千葉県水道局中期経営計画2011（以下「計画」という。）の策定を進めています。

本編は、計画の素案であり、今後、広く県民の皆様からお寄せいただく御意見を反映させながら取組や事業等について精査を行い、財政収支見直しを取りまとめて、平成23年3月に策定する予定です。

平成22年12月24日
千葉県水道局



(仮称)千葉県水道局中期経営計画2011

目次

計画の趣旨及び性格	1
経営基本構想	2
第1 県営水道の今日の姿と目指す方向	
第2 主要経営課題	
第3 経営の基本方針と5か年の基本目標	
実施計画(5か年の主要施策と主な取組)	10
基本目標1 安全で良質なおいしい水をいつでも供給できる水道	11
主要施策(1) 安定給水の確保	
主要施策(2) 安全で良質なおいしい水の供給	
基本目標2 行き届いたサービスと高い技術力でお客様に奉仕する水道	14
主要施策(3) お客様サービスの推進	
主要施策(4) 次世代への技術の継承	
基本目標3 地震等の非常時に強い水道	16
主要施策(5) 危機管理体制の強化	
主要施策(6) 緊急時における水融通体制の確保	
基本目標4 環境に優しい水道	18
主要施策(7) 環境対策の推進	
基本目標5 安定した経営を持続できる水道	20
主要施策(8) 人材の確保と育成	
主要施策(9) 業務能率の向上	
主要施策(10) 経営体質の強化	
計画の推進に当たって	24
第1 チームスピリットの発揮	
第2 財政収支見通し	
第3 計画の進行管理と目標管理	

計画の趣旨及び性格

本計画は、目標管理による計画的な水道経営を推進するため、より長期的な経営構想のもとに、平成23年度から27年度までの5か年の新たな目標を定め、主要な施策と取組を体系化し、併せて、計画全般にわたる推進体制を確保しようとするものです。

前5か年の中期経営計画においては、ちば野菊の里浄水場の稼働開始による高度浄水処理水の供給拡大や、老朽化の進んだ水道施設の更新による施設能力の向上と耐震性の強化等により、安全で良質なおいしい水の安定供給を確保する一方、経営面においては、コスト削減による経常収支の黒字確保や企業債残高の縮減を図るなど、成果を挙げてきたところです。

本計画は、こうした成果を受け継ぎ、さらに発展させていくことを目的とするものであり、千葉県営水道（以下「県営水道」という。）の経営に関する基本計画として、今後5か年の事業運営の指針となるものです。

経営基本構想

第1 県営水道の今日の姿と目指す方向

1 県営水道の今日の姿

水源から蛇口まで一貫して水道水の供給を担う県営水道は昭和9年に創設、その後の県勢発展に合わせて数次にわたる拡張を行い、今日では、給水人口で全国第3位の大規模な水道事業体になっています。

～ 300万人の暮らしと活力を支える水の大動脈～

県営水道は、県人口の約半数に当たる300万人の生活用水を賄うとともに、成田国際空港、幕張新都心、東京ディズニーリゾートなど千葉県の発展と活力を象徴するエリアの躍動や、湾岸を中心に展開する企業などの経済・生産活動を支える水の大動脈として重要な役割を果たしています。

～ 全国屈指の技術力で安全・良質なおいしい水づくり～

高度浄水処理システムを導入した浄水場を全国に先駆けて昭和55年に建設し、その後も同システムの導入拡大を推進するなど、県営水道は、全国屈指の技術力によって水道水の安全性とおいしさを追求し、お客様である県民のニーズに応えられる水道づくりに取り組んでいます。

2 県営水道の目指す方向

バブルの崩壊や、その後の長期にわたる景気の低迷、少子高齢社会の到来などによって、わが国ではこれまでの量中心から、質をより重視した社会・経済構造への転換が進み、様々な分野において経営の再構築が求められています。

県営水道は、こうした時代の変化に適切に対応し、引き続き、県民の豊かな暮らしと活力を支えるとともに、より安全で良質なおいしい水づくりを推進し、安定した経営基盤のもとで、成熟型社会にふさわしい持続可能なライフラインを目指していきます。

施設投資の最適化、浄水処理の高度化で安全・良質なおいしい水の安定供給

- ・ 大規模な水道システムの一体的で効率的な運用を図るため、投資の最適化を重視した更新事業を計画的に推進し、水道施設の経済性と長寿命化を実現できる水道を目指します。
- ・ 水道水の安全性をさらに高めるとともに、一層安定した水処理ができるよう、高度浄水処理システムの導入を拡大し、お客様が安心して使える安全で良質なおいしい水を、将来にわたって安定的に供給できる水道を目指します。

安定した経営基盤を持ち、行き届いたサービス提供でお客様の信頼と満足を獲得

- ・ 長年にわたって蓄積した水道技術や業務ノウハウを継承し活用でき

る人材の確保と育成を計画的に推進するとともに、費用対効果の視点を重視した事業運営に努め、安定した経営を持続できる水道を目指します。

- ・ 様々なお客様ニーズを的確に把握して、施策や取組に反映するとともに、地震や事故等の非常事態にも即応できる危機管理体制の充実を図り、行き届いたサービス提供でお客様の高い信頼と満足を獲得できる水道を目指します。

環境施策を重視した経営の推進、県内水道の発展への貢献

- ・ 自然環境への配慮が求められる成熟型社会においては、より一層の環境対策が必要になることから、自然の恵みの水を大量に処理する水道事業体として、環境施策を重視した経営を推進する水道を目指します。
- ・ 県内水道の中核として期待される役割を踏まえ、統合・広域化に向けた取組に参画するとともに、県民に、将来にわたって安全な水を安定的に供給できるよう、多様な主体との連携を図り、県内水道の発展に貢献できる水道を目指します。

第2 主要経営課題

水源から蛇口までの大規模な水道システムを動かし続け、安全で良質なおいしい水を将来にわたって供給していくためには、たゆまぬ経営努力によって対応していかなければならない様々な課題があります。

1 水源、水道施設

(1) 利根川上流2ダム(ハッ場ダム及び湯西川ダム)が完成するまでの暫定的な水源が一部にあること、さらに、利根川下流域や印旛沼などから取水する原水の水質が良好ではないことから、水源の早期の安定化に向けた取組と有効な原水水質対策が常に求められています。

(2) 高度経済成長時代を中心に数多く建設した浄・給水場の経年・老朽化が進んでおり、順次、更新が必要になってきています。

(3) 同様に、大量に保有する送・配水管については、今後、法定耐用年数を超えるものが加速度的に増加し、順次、更新が必要になってくることから、中長期的な視点からの、投資の最適化と平準化を考慮した計画的な取組が必要になってきています。

2 お客様サービス、技術の継承

(1) お客様の視点に立ったサービス提供と、お客様の利便性に配慮した取組が求められています。

(2) 団塊世代職員の大量退職が続いており、これまで長年にわたって蓄積してきた技術力や業務ノウハウを確実に次世代職員に継承できる効果的な仕組みづくりが必要です。

3 危機管理

(1) 水道は、お客様の日常生活や社会経済活動に欠かすことのできない重要なライフラインであることから、地震や事故等の非常事態に備え、引き続き、危機管理体制を充実していく必要があります。

(2) 水道施設の機能停止等の緊急事態に備え、施設間のバックアップ体制や、水道用水供給団体との水の相互融通体制を確保する必要があります。

4 環境保全

(1) 県営水道においては、浄・給水場の運転に大量の電力を消費していることから、地球温暖化防止に貢献する取組として、環境に優しいエネルギーの一層の活用が求められています。

(2) さらに、浄水場の浄水処理工程で発生する汚泥、管路の布設替え等の工事に伴う建設発生土など、環境への影響要因が様々なかたちで発生することから、再資源化への取組が継続的に求められています。

5 事業運営

(1) 技術系職員を中心に、この先10年以内に現職の半数以上が定年退職するため、事業運営に必要な人材を確保するとともに、職員一人ひとりの能力を向上させ、重要な経営基盤である組織・人員体制の維持・強化を図る必要があります。

(2) 検針から料金収納までの一連の業務量は膨大であり、常に、コンプライアンス（法令遵守）による適正な業務運営と業務能率の向上が求め

られています。

さらに、情報化が進む中、コストの抑制を図りながら情報システム全体を運用しやすいものに再整備し、併せて、適正な情報管理を行っていく必要があります。

(3) 景気の低迷が長期化する中で、給水収益の漸減傾向が続いており、コスト削減や企業債の発行抑制による残高の縮減など、一層の財務改善に努める必要があります。

また、県内水道の統合・広域化において果たす役割と、経営の安定性確保の調整を図っていく必要があります。

第3 経営の基本方針と5か年の基本目標

1 経営の基本方針

安全で良質なおいしい水を将来にわたってお客様に安定的に供給できるよう、経営課題や社会経済情勢の変化に適切に対応し、目指す方向に着実に前進していきます。

2 5か年の基本目標

県営水道の目指す方向と経営の基本方針を踏まえつつ、前5か年の4つの基本目標をベースに、水道事業を取り巻く社会経済情勢の変化等を見通して、新たに5つの基本目標を設定しました。

これからの成熟型社会に向けて施策や取組の重要性が増すことが見込まれる環境分野に、独立した基本目標を設定しました。

基本目標1 安全で良質なおいしい水をいつでも供給できる水道

基本目標2 行き届いたサービスと高い技術力でお客様に奉仕する
水道

基本目標3 地震等の非常時に強い水道

基本目標4 環境に優しい水道

基本目標5 安定した経営を持続できる水道

成長期から成熟期へ。時代の転換期を迎える中、職員一人ひとりの英知を結集するとともに、水道事業70有余年の経験を活かして、目標の達成を目指します。

実施計画 (5か年の主要施策と主な取組)

この計画は、5つの基本目標の達成に向けて10の主要施策と30の主な取組を体系化したものであり、計画の推進に当たっては、さらに多面的な視点からの施策や取組を織り込み、県営水道の経営を総合的に推進していこうとするものです。

計画の体系

基本目標	主要施策	主な取組
1 安全で良質なおいしい水をいつでも供給できる水道	(1)安定給水の確保	水源の安定化
		水道施設の長期的な整備方針の策定
		浄給水場の設備等の更新
		管路の布設替え
	(2)安全で良質なおいしい水の供給	高度浄水処理の導入
		おいしい水づくりの推進
2 行き届いたサービスと高い技術力でお客様に奉仕する水道	(3)お客様サービスの推進	水質管理の強化
		広聴・広報の充実
		「お客様の声」の事業運営への活用
	(4)次世代への技術の継承	接客マナーの向上
		新たな料金収納形態の検討
		実践的な技術研修の実施
3 地震等の非常時に強い水道	(5)危機管理体制の強化	体験型研修施設の整備検討
		応急活動体制の充実
	(6)緊急時における水融通体制の確保	緊急時における初期活動体制の強化
		給水区域内11市との連携強化
4 環境に優しい水道	(7)環境対策の推進	浄給水場間バックアップ体制の整備
		水道用水供給団体との水融通体制の確保
		再生可能エネルギーの活用
5 安定した経営を持続できる水道	(8)人材の確保と育成	省エネルギー化の推進
		資源リサイクルの推進
	(9)業務能率の向上	計画的な人材確保
		職員の育成と能力開発
		能率的な業務運営の確保
	(10)経営体質の強化	情報化の推進
		情報の適正管理
		品質確保に留意したコスト削減
収益の確保と財務改善		
		経営形態等に関する調査研究
		経営分析の活用

基本目標 1 安全で良質なおいしい水をいつでも供給できる水道

主要施策 (1) 安定給水の確保

〔主な取組〕

水源の安定化

暫定水源への依存を解消し、安定的な水源を確保するため、八ッ場ダム（H27 完成予定）及び湯西川ダム（H23 完成予定）建設事業に引き続き参画していきます。これらのダムの完成によって、より安定的な給水を行うことができます。

水道施設の長期的な整備方針の策定

昭和 30 年代以降に大量に建設した浄・給水場、送・配水管等の施設の大規模更新期の到来に備え、投資の最適化を重視した整備手法と的確な資金計画に裏付けられた、長期的な整備方針を策定します。

浄・給水場の設備等の更新

浄・給水場の監視制御設備の更新や、使用の安全性に配慮した塩素消毒設備への更新などをはじめ、安全で良質なおいしい水づくりに配慮した設備更新を進めていきます。施設全体の老朽化が著しい栗山浄水場と船橋給水場については、速やかに更新計画を策定し、工事に着手します。

管路の布設替え

布設後概ね 40 年以上を経過した管路のうち、

ア 赤濁水の発生や出水不良の見られる管路及び強度の低下した管路

イ 地震など災害発生時の広域避難場所や、災害時の医療拠点となる病院などの重要施設へ給水する管路

ウ 緊急輸送道路下に埋設された管路

を中心に布設替えや耐震化を優先的に進めていきます。

布設替えに当たっては、引き続き、地震などによる大きな振動に強い、耐震継手管を採用していきます。

主要施策(2) 安全で良質なおいしい水の供給

〔主な取組〕

高度浄水処理の導入

水質の良好ではない原水に対処するため、高度浄水処理の導入を推進し、お客様に、より安全性の高い水道水を供給していきます。

高度浄水処理は、オゾンの酸化作用と活性炭の吸着作用を組み合わせた浄水方法で、原水に含まれる有機物質やカビ臭の除去に高い効果を発揮するものであり、これまでに、柏井浄水場東側施設(公称能力：日量17万トン)、福増浄水場(同9万トン)、ちば野菊の里浄水場(同6万トン)の3施設に整備しています。

今後はさらに、利根川下流域から取水する県内最大級の柏井浄水場西側施設(同36万トン)に高度浄水処理を導入することとし、計画期間内に整備工事に着手します。

おいしい水づくりの推進（「おいしい水づくり計画」（平成18年度～27年度）に基づく主な取組）

ア 残留塩素の低減化

配水系統別に注入塩素量を調節することができ、末端蛇口での残留塩素の低減効果が得られる「塩素多点注入方式」を浄・給水場に導入し、塩素臭の少ないおいしい水を供給していきます。

導入の順位については、費用対効果を勘案して事業効果の高い施設を優先するものとし、計画期間内に、船橋給水場、園生給水場及び誉田給水場に導入していきます。

イ 管路の適正な維持管理

長い管路を使って送られる水道水の水質を適正に維持するため、管路状態の巡回確認やバルブ等の設備の保守点検を定期的に行うとともに、計画的な管内洗浄を実施して赤濁水等の発生を防ぎ、安全で清浄なおいしい水を供給していきます。

ウ 貯水槽水道の巡回サービスと直結給水への転換促進

集合住宅やホテル、病院等に見られる貯水槽水道においては、貯水槽施設の適正管理が重要であることから、引き続き、無料巡回サービスにより貯水槽設置者への指導・助言を行うとともに、貯水槽施設の規模や使用状況に応じて直結給水への転換を促進し、安全で良質なおいしい水の普及拡大に努めていきます。

水質管理の強化

水源から蛇口までの水の安全性を確認し、高い品質の水道水を供給

していくため、「水質検査計画」により、引き続き、精度の高い検査を実施するとともに、平成22年3月に策定した、「水安全計画」の趣旨を踏まえ、新たに、水質に影響を及ぼす可能性のある全ての危害要因の分析と管理方法の確立、水道システム全体に対する監視体制の強化等に取り組み、水質管理の一層の強化を図ります。

基本目標2 行き届いたサービスと高い技術力でお客様に奉仕する水道

主要施策(3) お客様サービスの推進

〔主な取組〕

広聴・広報の充実

ア 広聴活動の充実

県水お客様センターへの相談や、水道局ホームページの広聴メールなどを通じて広くお客様の声をお聞かせいただくほか、インターネットモニターによる各種アンケート調査、浄水場等の施設見学会、地域のイベント会場で実施する「まちかど水道相談」など、直接、お客様からご意見やご要望等をお伺いできる機会を活用して広聴活動の充実を図ります。

イ お客様の視点に立った広報

県営水道の事業運営全般についてお客様の十分なご理解とご協力が得られるよう、広報紙「県水だより」の記事内容の充実を図ります。さらに、「見やすく」「使いやすく」「検索しやすい」水道局ホームページづくりに取り組むなど、一層、お客様の視点に立

った広報を展開していきます。

「お客様の声」の事業運営への活用

広聴相談窓口などを通じて寄せられる様々な「お客様の声」を迅速かつ的確に集計・分析し、速やかに関係部門にフィードバックして活用することにより、お客様の視点を取り入れた事業運営に役立てていきます。

接客マナーの向上

親切で丁寧なお客様対応は、あらゆるサービスの基本であることから、接客対応マニュアルを職員全員に配布するとともに、一人ひとりが自己の接客態度を振り返る接客マナーチェックテストや外部講師による接客実務研修を継続的に実施し、職員のサービス意識の向上とお客様の信頼確保に努めます。

新たな料金収納形態の検討

ア クレジットカードによる料金納付の検討

お客様から要望のある、クレジットカードによる料金の納付について、検討していきます。

イ 上下水道料金一括徴収の検討、協議

下水道料金の徴収と合わせた上下水道料金の一括徴収について検討し、給水区域内11市で組織する協議会を通じて各市と協議をしていきます。

主要施策(4) 次世代への技術の継承

〔主な取組〕

実践的な技術研修の実施

中堅・若手の職員を中心に、施設等の設計から建設までの仕事に必要な知識や、日常の管理運営業務に必要な技術などが効果的に習得できるように、経験豊富な職員の知識や体験を活かした実践的な研修を実施します。

体験型研修施設の整備検討

地震や事故等の非常事態において、中堅・若手職員が現場対応の即戦力として活動できるようにするためには、管路の修繕やバルブ操作などの実体験が欠かせないことから、体験型施設の整備について検討します。

基本目標3 地震等の非常時に強い水道

主要施策(5) 危機管理体制の強化

〔主な取組〕

応急活動体制の充実

震災等の非常時における応急活動の充実を図るため、職員一人ひとりの行動基準を一層明確にするとともに、応急用資機材等の備蓄を充実します。

また、水道事業に関する経験と知識を持った職員OBをボランティアとして登録し、給水区域内で震度6弱以上の地震が発生した場合に、住民への応急給水等の支援活動に協力していただく「災害時支援協力員制度」により、協働して訓練を実施していくなど、応急活動体制の充実を図ります。

緊急時における初期活動体制の強化

震災の発生時はもとより、水道に影響を及ぼすおそれのあるあらゆる非常事態に適切に対応するためには、初期活動の迅速さが求められることから、実践的な研修や訓練を徹底するとともに、緊急時体制の見直しを検討するなど、夜間・休日を含めた緊急時初期活動体制の強化を図ります。

給水区域内11市との連携強化

震災等の非常時に、給水区域内11市の指定避難場所や病院などの重要施設を中心に展開する応急給水活動において、飲料水の配布、生活用水の供給、必要な人員の確保、資機材の調達等が迅速かつ適切に行えるよう、災害対策基本法の趣旨を踏まえ、各市の行う応急活動との調整や役割分担の明確化を図り、連携強化に努めます。

主要施策(6) 緊急時における水融通体制の確保

〔主な取組〕

浄・給水場間バックアップ体制の整備

基幹施設である浄・給水場の機能が停止すると、広い範囲で水道水の供給が途絶えるおそれがあることから、基幹施設間のバックアップ体制を整備しておくことが重要です。

このため、北総浄水場（公称能力：日量約12万6千トン）が機能停止した場合に備え、県営水道最大の貯水容量（10万4千トン）を持つ北船橋給水場からの逆送水を可能にし、北総方面へのバックアップができる体制を整備します。

水道用水供給団体との水融通体制の確保

緊急時において、より広域的な対応が可能となるよう、水道用水供給団体との水の融通体制を確保しておくことも重要です。

県営水道は、北千葉広域水道企業団から毎日、約60万人分の水道水を購入し、これを加えてお客様への給水を賄っているため、緊急時において水の相互融通を行うことは、双方の利益にかなうものであることから、同企業団との水の相互融通に係る方策の検討と協議を進め、水融通体制の確保を図ります。

基本目標 4 環境に優しい水道

主要施策 (7) 環境対策の推進

〔主な取組〕

再生可能エネルギーの活用

県営水道では、浄・給水場の運転に大量の電力を消費しているため、環境負荷を低減する取組として、給水場の余剰水圧を利用して電力を発生させる小水力発電設備を幕張給水場と妙典給水場に設置し、発生した電力を自家消費しています。今後は、他の給水場についても設置を推進していきます。

また、同様の取組として、太陽光発電については、ちば野菊の里浄水場に発電パネルを設置して活用しています。今後は、他の施設についても、施設更新の時期に合わせて、発電パネルの設置を推進していきます。

さらに、新技術による環境に優しいエネルギーの活用について、調査研究を進めていきます。

省エネルギー化の推進

水道施設や水道事務所には多種多様の電気・機械設備があり、照明器具等も数多く設置されているため、これまで、更新や取替えに合わせて省エネタイプのものを導入してきましたが、今後もこうした取組を継続し、省エネルギー化を推進していきます。

資源リサイクルの推進

浄水場の浄水処理工程において発生する汚泥については、セメントの原材料や緑化培養土として、引き続き、全量のリサイクル化を推進します。また、管路の布設替え等の工事に伴う建設発生土については、

埋立て用土等として、一層の再資源化を推進します。

こうした取組を推進するとともに、発生量の抑制につながる浄水方法や工事方法について、調査研究を進めていきます。

基本目標5 安定した経営を持続できる水道

主要施策(8) 人材の確保と育成

〔主な取組〕

計画的な人材確保

県内水道の中核にふさわしい経営基盤を確保し、安全で良質なおいしい水を将来にわたってお客様に供給していくためには、最適な水道施設と、それを稼働させる適正な規模の人員・組織体制が必要です。責任ある事業執行体制の確保に十分配慮しながら民間委託拡大の可能性を検討するとともに、事業運営に必要な職員数を見極め、民間企業経験者も含めた新規採用等を進めていきます。

職員の育成と能力開発

水道を取り巻く厳しい経営環境の中で、職員一人ひとりが自らの果たすべき役割と責任を自覚し、安全で良質なおいしい水を将来にわたってお客様に供給していくためには、企業職員にふさわしい人材を育て上げ、併せて、職務の遂行に必要な能力を開発していくことが重要です。

そのため、職員研修においては、役職や担当業務ごとに研修を実施

し、人材の育成と能力開発を効果的に行うとともに、外部機関の主催する研修等への参加など、職員自身による意欲的な取組についても積極的に支援していきます。

主要施策(9) 業務能率の向上

〔主な取組〕

能率的な業務運営の確保

300万人のお客様に給水サービスを行う県営水道においては、検針から料金収納までの一連の業務量が膨大であり、滞納整理などの現場対応を伴う業務も少なくありません。

効率的な事業運営の推進によって職員の少人数化を図る中で、これからも適正で能率的な業務運営を確保していくためには、業務経験豊富な職員の知識と対応能力を、経験の浅い職員に的確に引き継いでいくことが重要であることから、広く業務に関する実用的なマニュアルを整備し、OJT（on-the-job training 職場内教育）と併せて活用することにより、業務能率の維持向上と、コンプライアンス（法令遵守）によるお客様に信頼される適正な業務執行を確保していきます。

情報化の推進

情報化計画に基づき、現在運用中の20の情報システムについて、使用機器類の共通化を図り、管理を一元化していきます。

これにより、システム全体を運用しやすいものにして、業務能率を向上させるとともに、コストの抑制を図ります。

情報の適正管理

業務上の必要から保有する膨大な量の個人情報等が漏洩することのないよう情報管理の徹底を図ります。

特に、情報化の推進により、電子化された個人情報等の量が増大しており、防御体制の強化が重要であることから、情報セキュリティ対策として、外部からの侵入はもとより内部においても不正なアクセスが発生しないよう、研修・啓発を強化するとともに、パスワードの定期的な更新、情報システムの使用状況の把握、既設の入退室管理システムの更新等の防御対策を徹底します。

こうした取組により、情報化の推進によってもたらされる業務能率の向上をサポートしていきます。

主要施策(10) 経営体質の強化

〔主な取組〕

品質確保に留意したコスト削減

水道システムの最適化を図る中で、資機材、工事方法等の品質の確保に留意しながら、省エネルギー化、省力化、長寿命化等の経済性の発揮が期待できる新技術を採用することなどによって、コストの削減を図ります。

収益の確保と財務改善

ア 収益の確保と料金体系の研究

水道水の安全性や給水システムの安定性など「信頼できる水道」を広く啓発して収益の確保を図ります。また、適切な料金体系のあり方を研究していきます。

イ 財務改善への取組

施設投資の最適化を進める中で、企業債の発行抑制に努め残高縮減を図るなど、一層の財務改善に取り組みます。

経営形態等に関する調査研究

県内水道の広域化の進展を踏まえた「統合協議会」への参画等により、将来的な経営形態について検討します。また、民間資金を活用したPFI、包括的な委託である第三者委託などの官民連携事業の一層の活用について、調査研究をします。

経営分析の活用

経営分析は、企業における事業活動のバロメーターであり、より多くの職員が担当業務に活用できることが望ましいことから、分析結果については、より分かりやすいものにして、活用機会の拡大を図るとともに、お客様に公表していきます。

計画の推進に当たって

お客様である県民の皆様をはじめ、多様な主体との連携・協働の輪を広げ、チームスピリットの発揮により計画を推進していきます。

また、この計画に合わせて5か年の財政収支見通しを策定するとともに、計画の進行管理については、引き続き評価制度により実施していきます。

第1 チームスピリットの発揮

計画の推進に当たっては、水道に関わりを持つ多様な主体と連携を図り、水道事業の更なる発展性や可能性について検討・研究を進め、その成果を計画にフィードバックさせていくことが重要です。

こうしたチームスピリットの発揮により、ポテンシャルにあふれる千葉県の一層の飛躍に貢献していきます。

お客様をはじめ、多様な主体との協働を進めます。

- ・ お客様や学識経験者による「おいしい水づくり推進懇話会」、水質モニターによる「ウォーターメイト」、広聴に協力をいただくインターネットモニターなどとの協働
- ・ 水道を研究している機関や大学、千葉県水道管工事協同組合、民間企業などとの共同研究

県内の他の水道事業者等との情報交換の緊密化を図るとともに、平成22年3月に本県が公表した「県の考え方」を踏まえ、県内水道の統合・

広域化に向けた取組に引き続き参画していきます。

国際貢献の延長線上にある海外での水道事業展開の可能性について、
国や他の水道事業体の情報収集と併せて検討していきます。

第2 財政収支見直し

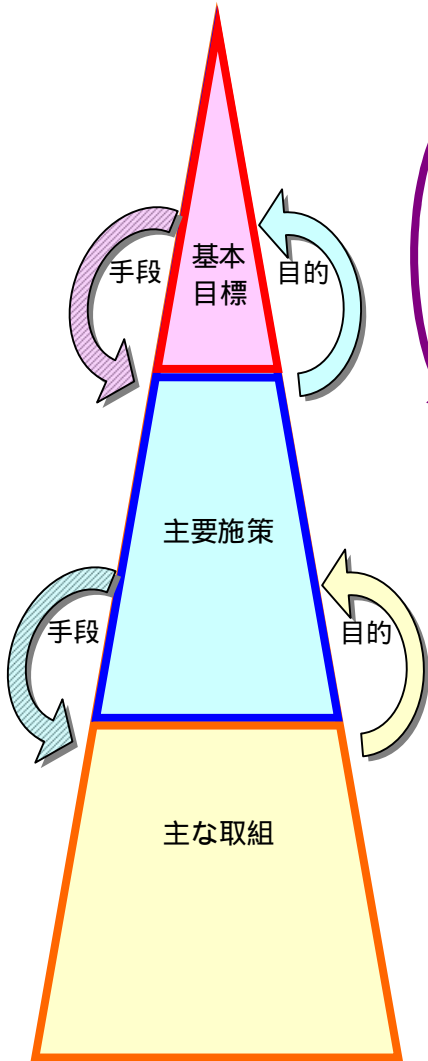
(計画における取組、事業等を精査の上、平成23年3月までに作成します。)

第3 計画の進行管理と目標管理

原則として、施策単位の成果目標と、施策を支える個別の取組(又は事業)の達成目標を明確にするものとし、その進行管理は、内部評価と外部有識者等による第三者評価により行い、評価の結果をPDCAサイクルに反映させていきます。

第3 計画の進行管理と目標管理

計画の目標（イメージ）



【基本目標】

- 1 安全で良質なおいしい水をいつでも供給できる水道
- 2 行き届いたサービスと高い技術力でお客様に奉仕する水道
- 3 地震等の非常時に強い水道
- 4 環境に優しい水道
- 5 安定した経営を持続できる水道

【主要施策（例）】

基本目標1を構成する施策項目

(2) 安全で良質なおいしい水の供給

成果指標	現状 (21年度)	目標 (27年度)
水道水の満足度	51.8%	%

(指標の説明)

インターネットモニターなど各種アンケート調査の回答割合です。

【主な取組（例）】

基本目標1の主要施策(2)を構成する取組項目

おいしい水づくりの推進

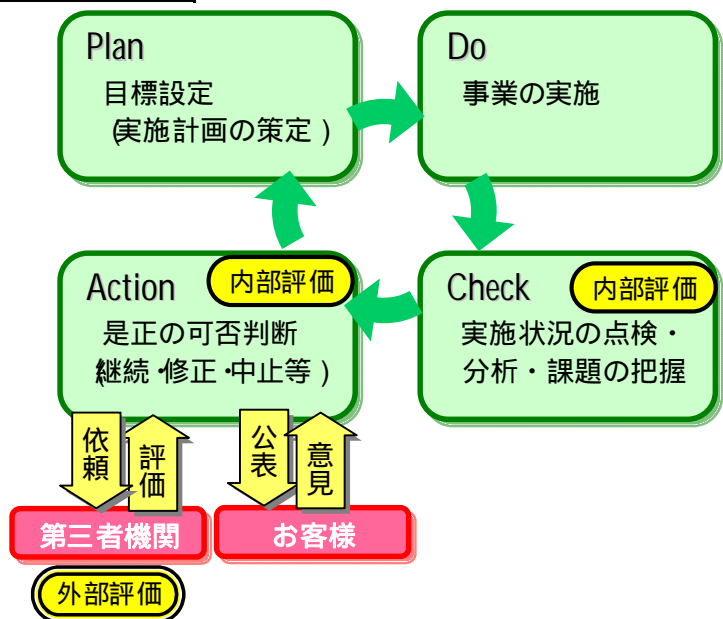
達成指標	現状 (21年度)	目標 (27年度)
蛇口での残留塩素濃度	0.76mg/L	mg/L

(指標の説明)

注入塩素量の調節などにより、お客様の蛇口での残留塩素濃度を低減化するものです。

計画の進行管理（イメージ）

右図のような評価制度により、
 計画策定 (Plan)
 実施 (Do)
 評価 (Check)
 改善 (Action)
 のマネジメントサイクルを活用した
 経営を推進します。



県営水道事業の概要

【 沿 革 】

昭和 9年 3月	上水道布設許可(京葉地区創設事業)
昭和11年 6月	給水開始 千葉浄水場(現千葉分場)給水開始
昭和15年 5月	古ヶ崎浄水場通水開始(平成19年9月廃止)
昭和33年 6月	栗山浄水場通水開始
昭和43年 7月	柏井浄水場一部通水開始
昭和50年 6月	北総浄水場通水開始
昭和55年 4月	柏井浄水場東側施設通水開始(高度浄水処理)
平成 5年 6月	福増浄水場通水開始(高度浄水処理)
平成14年 5月	ちば野菊の里浄水場建設開始
平成16年 8月	県水お客様センター開設
平成19年10月	ちば野菊の里浄水場通水開始(高度浄水処理)

【 近 況 】(平成21年度末)

給 水 区 域 11市(約566平方キロメートル)

〔千葉市、市川市、船橋市、松戸市、習志野市、市原市、
鎌ヶ谷市、浦安市、成田市、印西市、白井市〕

給 水 人 口 292万8,062人

給 水 戸 数 133万5,464戸

年 間 給 水 量 3億2,928万立方メートル

一 日 平 均 給 水 量 88万3,524立方メートル

施 設 浄水場5か所

給水場14か所

導・送・配水管総延長8,696キロメートル

職 員 数 930人(平成22年4月)